

杉並区立小学校における重大事態の調査結果について

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査が実施され、その調査結果は、以下のとおりです。

1 事案の概要

本事案は、杉並区立小学校（以下「区立小学校」という。）に在籍する児童が、令和5年5月以降、クラスメイトから複数のいじめの疑いがある行為を受けたことにより不登校となったものである。

2 調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、重大事態に係る事実関係を可能な限り明らかにし、同種の事態の再発防止を図るため実施するものである。

(2) 調査組織

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」（大学教授・准教授（臨床心理士、社会福祉士）、医学博士、弁護士）において調査を実施した。

(3) 調査期間

令和6年3月6日から令和7年8月21日まで

(4) 調査方法

- ①関係する児童・保護者や教員に対する聴取及びアンケート
- ②資料の分析

3 調査の結果

(1) 事実の認定

被害児童・保護者から、令和5年5月から同年12月までの間にクラスメイトから受けた複数の行為（被害児童を仲間はずれにした、被害児童の悪口を言った、など）について、いじめとの訴えがあった。

調査の結果、これらの行為について、一部を除き事実と認められた。また、事実と認められた行為について、いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義を踏まえて「いじめ」の該当性を検討した結果、「いじめ」に該当すると認められた。

(2) 区立小学校の対応について

- ①区立小学校は、クラスの中で児童同士による攻撃的な言動が常態化していることを認識していたが、そうした状況を改善すべきという意識が十分でなかったため、結果として、児童同士の関係性の悪化を招き、「いじめ」に該当する行為が生じる要因となった。
- ②区のいじめ対応マニュアルでは、いじめを発見した場合に、学校いじめ対策委員会を招集する、情報共有等のため正確に記録する、複数の教員による役割分担をする等の事項が示されていたが、区立小学校の初動対応において、これらの組織的な対応がとられなかった。
- ③国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「いじめが解消している状態」について2つの要件が示されているが、区立小学校においては、この2つの要件についての十分な検

討・判断がなされていなかった。

④区立小学校は、令和5年7月にいじめが起きたことを認識したものの、その後の学校いじめ対策委員会では情報共有がなされるに止まるなど、同委員会において適時適切な検討が行われていたとは言えず、その役割を十分に果たしていなかった。

⑤区立小学校は、被害児童保護者等からいじめの疑いがある行為が起きている可能性をうかがわせる情報を得ていたものの、被害児童が不登校となった当初、その理由に関する検討が十分でなかったため、「いじめへの対処」という観点での対応が行われなかった。

(3) 教育委員会の対応について

区立小学校の対応を見る限り、区はいじめ対応マニュアル等に示された事項が教員に浸透していたと言い難いことから、教育委員会は、マニュアルを策定するだけでなく、それらが有効に機能するよう取り組む必要があった。また、教育委員会として積極的な状況把握に努め、学校への支援につなげる方策を検討すべきであった。

4 再発防止策の提言

(1) 互いの人格を尊重し、認め合う態度を育む取組の推進

学校は、学級活動等を通して、児童が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができるよう取り組むとともに、何気ない言動が「いじめ」に該当する可能性があることを児童が理解できるように取り組むこと。また、教育委員会及び学校は、研修の実施等を通して、教員がいじめ防止対策推進法等に対する理解を深めることができるよう取り組むこと。

(2) 学校における組織的な対応の徹底

学校は、事案に応じてスクールカウンセラー等が参加した上で学校いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応方針を決定するとともに、いじめを受けた児童等に対し「話しやすい教員等に相談して欲しいこと」等を積極的に伝え、児童の心理面への支援につなげること。

(3) 学校いじめ対策委員会における「いじめの解消」に関する確認の確実な実施

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示されている「いじめが解消している状態」に係る2つの要件について、学校いじめ対策委員会において慎重に検討した上で、校長による判断を行うこと。

(4) 学校いじめ対策委員会の役割に対する理解の促進

教育委員会は、学校いじめ対策委員会の主な役割等を整理して学校に示すとともに、学校は、年度当初の会議等においてその主な役割等について確認することにより、同委員会の構成員やその他の教員の間で共通認識を持つようにすること。

(5) 不登校となった児童に対する迅速な対応の徹底

学校は、不登校児童への心理面・学習面での支援等を検討する際に、不登校の理由を把握することがまず何よりも重要であることに鑑み、必ず管理職を含めた複数の教員により、不登校の理由等について慎重に検討・判断をすること。

(6) 学校外で起こるいじめの疑いがある行為に関する状況の把握と対応

学校は、学校外で起こる行為について、学校内での児童同士の関係性が背景にあると思われる場合等には、必要に応じ、児童の保護者や関係機関と連携して対応に当たるとともに、教育委員会は、学校への積極的な助言を行うなど、学校と連携して対応に当たること。

(7) 教育委員会による学校の組織的対応への支援と積極的な状況把握の推進

教育委員会は、学校における組織的対応が確実に実行されるよう、研修内容や啓発資料の充実を図るとともに、学校で起きているいじめの問題を積極的に把握し、学校への支援につなげる方策を検討すること。その際、学校現場が数多くの課題を抱えて多忙な状況にあることを念頭に置き、柔軟な対応を可能としたり、学校の負担軽減にも配慮したりすること。